

議 案 第 43 号

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月12日提出

摂津市長 嶋 野 浩一郎

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年摂津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「生活に困窮する外国人に対する保護」を「住登外者宛名番号管理機能（住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理」に改め、同条第5項中「第2項又は第3項」を「第3項又は第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項第1号を削り、同項第2号中「生活保護関係情報」の次に「（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）」を加え、「生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）」を「住登外者宛名情報」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「外国人生活保護関係情報」を「住登外者宛名情報」に改め、同

号を同項第2号とし、同項第4号中「外国人生活保護関係情報」を「住登外者宛名情報」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「生活に困窮する外国人に対する保護」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理」に、「医療保険給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の記載事項に関する情報、障害者医療費助成関係情報、ひとり親家庭医療費助成関係情報又は子ども医療費助成関係情報」に改め、同号を同項第4号とし、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 市長又は委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて自らが保有するものを利用することができる。

第4条第2項中「摂津市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 摂津市教育委員会（以下「委員会」という。）は、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

別表中

3 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	を
------	---	-----	---	---

3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	に
------	---	-----	----------------------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。